金沢市公文書館条例 (案)

(目的及び設置)

第1条 本市は、特定歴史公文書等を保存し、市民の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行い、もって歴史公文書等の適切な保存及び利用を図るため、公文書館法(昭和62年法律第115号)第5条第1項の規定に基づき、公文書館を設置する。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、金沢市公文書等の管理に関する条例(令和3 年条例第2号)で使用する用語の意義の例による。

(名称及び位置)

- 第3条 公文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 金沢市公文書館
 - (2) 位置 金沢市玉川町2番2号

(事業)

- 第4条 金沢市公文書館(以下「公文書館」という。)は、第1条の目的を達成するため、 次に掲げる事業を行う。
 - (1) 歴史公文書等の移管等に関すること。
 - (2) 特定歴史公文書等を整理し、及び保存すること。
 - (3) 特定歴史公文書等を一般の利用に供すること。
 - (4) 特定歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。
 - (5) 歴史公文書等の利用に関する普及啓発を行うこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第5条 公文書館に、館長その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第6条 公文書館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、市長は、特 に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 公文書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認 めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日 (次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。)に当たる日を除く。)
- (2) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (3) 公文書館の資料(特定歴史公文書等その他一般の利用に供する資料をいう。以下同じ。)の整理等のために必要とする期間として市長が別に定める期間 (損害の賠償)
- 第8条 公文書館を利用する者は、公文書館の資料、施設、設備等を損傷し、滅失し、又は紛失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任)
- 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。